

青森県H I V感染予防薬配置要領

1 目的

青森県内の医療従事者等が針刺し等によりH I Vに感染した血液等の感染性体液に曝露した場合、緊急措置として、迅速にH I V感染予防薬（以下「予防薬」という。）を入手できるよう、予防薬を配置し、医療機関等におけるH I V感染防止体制の整備を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、青森県とする。

3 対象

対象者は、青森県内の医療機関等（保健所、歯科診療所、介護施設等を含む。以下同じ。）の職員であって、H I V抗体陽性者に対する処置等によって感染性体液の曝露があった者（以下「曝露当事者」という。）とする。

4 配置する予防薬

- （１）予防薬の種類及び数量は、１医療機関当たり別紙１のとおりとする。
- （２）予防薬の配置は、青森県が行う。

5 配置する医療機関

青森県が予防薬を配置する医療機関（以下「予防薬配置医療機関」という。）は、青森県が指定した別紙２の医療機関とする。

6 予防薬配置医療機関の役割

針刺し等が発生し、曝露当事者が所属する医療機関等（以下「予防薬提供希望医療機関等」という。）から予防内服等について相談・受診希望の連絡を受けた予防薬配置医療機関は、速やかに対応する。

7 予防薬配置医療機関における責任者及び緊急連絡体制の整備

予防薬配置医療機関は、院内における責任者及び緊急連絡先を定め、予防薬の提供の要請に迅速に対応できるよう院内の体制を整備する。

また、当該責任者及び緊急連絡先を変更したときは、「H I V感染予防薬提供窓口等変更報告書」（様式１）により青森県健康医療福祉部保健衛生課（以下「県保健衛生課」という。）まで報告する。

8 予防薬の提供及び内服方法

予防薬の提供及び内服方法については、別に定める「青森県H I V感染予防薬内服マニュアル」によるものとする。

9 予防薬等の管理

予防薬配置医療機関は、「ＨＩＶ感染予防薬管理簿」（様式２）を作成し、予防薬を適切に管理する。

また、予防薬の提供を行った場合は、「ＨＩＶ感染予防薬提供報告書」（様式３）を用いて速やかに県保健衛生課まで報告する。

なお、予防薬配置医療機関において、予防薬の在庫に不足が予測される場合は、県保健衛生課へ連絡し、指示を受けるものとする。

10 予防薬の提供を受けた医療機関等の対応

青森県が配置する予防薬の提供を受けた医療機関等は、予防薬の返納及び費用の負担をする必要がないものとする。

ただし、エイズ治療拠点病院を受診し、投薬や血液検査等を実施した場合の費用等については、自費扱いとし、エイズ治療拠点病院の請求に基づき、予防薬提供希望医療機関等が支払うものとする。

11 その他

この事業は、「針刺し後のＨＩＶ感染防止体制の整備について（平成１１年８月３０日厚生労働省通知）」に基づき実施する。

附則

この要領は、平成３０年７月１７日から施行する。

この要領は、令和元年８月２日から施行する。

この要領は、令和２年１２月１日から施行する。

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

この要領は、令和７年４月１日から施行し、令和６年４月１日から適応する。

この要領は、令和８年９月３０日から施行する。

1 医療機関当たりのH I V感染予防薬配置数等

商 品 名（略 名）	包 装	配 置 数
ビクトルビ配合錠（BVY）	5 錠入（5 日分）	1 ケース

青森県H I V感染予防薬配置医療機関一覧

(令和8年4月1日現在)

種 別	医 療 機 関 名	住 所 ・ 連 絡 先
エイズ治療拠点病院 (中核拠点病院)	青森県立中央病院	〒030-8553 青森市東造道二丁目 1-1 TEL : 017-726-8315
エイズ治療拠点病院	八戸市立市民病院	〒031-8555 八戸市田向三丁目 1 番 1 号 TEL : 0178-72-5111
エイズ治療拠点病院	国立病院機構 弘前総合医療センター	〒036-8545 弘前市大字富野町 1 番地 TEL : 0172-32-4311
配置協力医療機関	つがる西北五広域連合 つがる総合病院	〒037-0074 五所川原市字岩木町 12 番地 3 TEL : 0173-35-3111
配置協力医療機関	十和田市立中央病院	〒034-0093 十和田市西十二番町 14-8 TEL : 0176-23-5121
配置協力医療機関	むつ総合病院	〒035-8601 むつ市小川町一丁目 2-8 TEL : 0175-22-2111